

大垣市みまもりEye活動支援事業実施要領

1 事業の目的

地域の安全を守り、市民が安心して生活できる環境をつくるため、防犯を目的としたパトロール活動を行うボランティア団体や、日ごろから趣味や健康のため散歩やジョギングを楽しむ個人に、地域安全活動「みまもりEye」に参加いただき、市から防犯活動ユニフォームを支給する。

この活動の輪を市内に広めることにより、広く防犯意識の高揚と犯罪の抑止を図る。

2 登録要件

市内在住、または在勤、在学の18歳以上の方で、概ね月1回以上活動できる団体、もしくは週1回以上活動できる個人を対象とする。

3 登録方法

所定の登録申請書に記入し、身分が証明できるもの（身分証明書、運転免許証、保険証など）を提示のうえ、市へ提出するものとする。

なお、団体登録の場合は、代表者のみ身分が証明できるもの（身分証明書、運転免許証、保険証など）を提示するものとし、メンバー全員の名簿を添付すること。

4 活動範囲

大垣市内を活動の範囲とする。

5 支給物品

支給する防犯活動ユニフォームは次のとおりとする。

(1) 団体

- ① 帽子
- ② 蛍光ベスト
- ③ 腕章（希望者のみ：在庫が無くなり次第配布終了）
- ④ 誘導ライト（希望者のみ：在庫が無くなり次第配布終了）
- ※ ③及び④は、1団体に支給できる数量の上限を10個までとする。

(2) 個人

- ① 帽子
- ② 蛍光ベスト
- ③ 腕章（希望者のみ：在庫が無くなり次第配布終了）

6 ボランティア保険

登録者全員が加入し、その費用を市が負担する。

※「みまもりEye」活動中が対象

7 登録の更新

毎年4月末日を期限とし、1年ごとに登録の更新を行う。

8 登録の取消

市は、登録された者のうち適当でないと認めた者については、その登録を取り消すことができる。

9 支給物品の返却

登録を取り消した者は、支給されたユニフォームを返却しなければならない。

10 活動の心得

- (1) 支給したユニフォームを必ず身に着け、自己の責任においてパトロールを行ってください。なお、支給したユニフォームを他団体や他人に貸さないでください。
- (2) 地域住民の方とあいさつを交わすよう心掛けてください。
- (3) 登下校中の児童・生徒を見かけたときは、そっと見守るよう心掛けてください。
- (4) 健康には十分留意し、決して無理をしないでください。
- (5) 犯罪などを目撃した場合は、身の安全を確保し、直ちに警察へ通報してください。
- (6) 危険な行為はしないでください。
- (7) 他人の人権や財産を侵害する行為はしないでください。



みまもり家の人々

<お問い合わせ先>

大垣市生活環境部危機管理室

交通安全・防犯グループ (0584) 47-7385